

○中部地方整備局告示第二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十七日

中部地方整備局長 八 楸 隆

第1 起業者の名称 静岡県

第2 事業の種類 一般国道150号改築工事（志太～榛南バイパス・静岡県焼津市三和地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 静岡県焼津市三和地内
- 2 使用の部分 静岡県焼津市三和地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県焼津市三和地内から同市藤守地内までの延長3.3kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道150号改築工事（志太～榛南バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うこととされているが、一般国道150号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、改正法附則第3項の規定により、本件事業は、本件区間の存する静岡県が改築を行うことができることとされている。

また、道路法第13条第1項の規定により、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理は、政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行うこととされているところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、静岡県が管理を行うものである。

よって、起業者である静岡県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、静岡県静岡市を起点とし、焼津市、牧之原市、御前崎市、掛川市、袋井市及び磐田市等を経由して浜松市に至る延長124.6kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、焼津市を南北に縦断し、焼津漁港を中心とする水産業及び水産加工業等の経済活動や沿線住民の通勤等に利用されるほか、富士山静岡空港、重要港湾御前崎港及び地方港湾大井川港等の周辺物流拠点に通じる路線として広く利用されている。

しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず2車線の道路であることから、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、20,777台/日であり、混雑度は1.27となっている。

本件事業の完成により、本件区間と併せて整備が進められている一般国道150号（志太～榛南Ⅱバイパス）及び主要地方道焼津榛原線等と一体となって現道の機能を補完・代替する新たな道路が整備されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年2月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音及び振動について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ、ハイタカ及びトノサマガエル等が確認されている。オオタカ、ハヤブサ、チュウサギ及びハイタカについては、営巢は確認されておらず、周辺には同質の生息環境が広く分布していることなどから影響は小さいとされている。トノサマガエルについても、周辺に同質の生息

環境が広く分布することなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ等が確認されているが、生育地が本件区間から離れていることなどから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、発掘調査を完了し、静岡県教育委員会との協議により、既に記録保存等の適切な措置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づく4車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和45年5月20日に都市計画決定され、平成20年1月25日に変更決定された都市計画と、バス停留所等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、牧之原市長を会長とする志太榛原地区国道150号バイパス建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、

それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 静岡県焼津市役所